

# 社会福祉法人 緑光福祉会 行動計画

職員が能力を十分発揮し、仕事と生活の調和を図り、社員全員が働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和4年1月1日～令和8年12月31日までの5年間

## 1. 雇用環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度を周知する。

<対策>令和3年12月から

- ①職員とのミーティング等の中で検討する。
- ②ミーティング・打ち合わせ等の時間を活用して職員に対して周知・啓発を図る。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し実施する。

<対策>令和3年12月から

- ①所定外労働の現状を把握する。
- ②ミーティング・打ち合わせ等の時間を通じて、その内容を回覧書類等にとって職員へ周知する。

目標3 年次有給休暇の取得促進に向けて取り組む。

<対策>令和3年12月から

- ①所定外労働の現状を把握する。
- ②ミーティング・打ち合わせ等の時間を活用して職員に対して周知するとともに、有給休暇取得啓発のポスターを掲示する。

## 2. 雇用環境の整備に関する事項以外の次世代育成支援対策に関する事項

目標4 子どもの保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施に向けて取り組む。

<対策>令和3年12月から

- ①実施可能な参観日を計画し、実施を検討する。
- ②傘下に予定日が決定した時は職員に周知し、積極的な参加を呼び掛ける。